

議事要旨(4) 金融商品専門委員会における検討状況について

冒頭、加藤専門委員長より、審議事項(4)-1に基づき、金融商品専門委員会における検討スケジュールについて説明がなされ、引き続き板橋専門研究員より平成 21 年 5 月に当委員会から公表された「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」(以下「本論点整理」という。)に寄せられたコメントの概要について説明がなされた。説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

(今後のスケジュールについて)

- ・ ある委員から、実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」について、今後も維持すべきとの意見が大勢を占めているが、今後の検討スケジュールをどう考えているのかとの質問があった。これに対し事務局からは、当該実務対応報告の取扱いは来年 3 月に失効するものであることから、優先して議論を進める必要があるものと認識しており、また、スケジュールについては今後のプロジェクト計画表の更新の中で決することとなるが、案としては本年中に公開草案を公表し、来年第 1 四半期に方向を決することが考えられる旨の説明がなされた。
- ・ 別の委員から、本論点整理のうち当委員会の対応として前倒しで検討されるものは、実務対応報告第 26 号の取扱い以外にないという理解でよいかとの質問があった。これに対して事務局からは、IASB などはピースミールベースでの対応を図っているが、当委員会では全体的に整合性をとった形で見直しを行うべきであると考えており、いずれかを前倒しで検討することは考えていない旨、また、例えば IASB で「分類及び測定」の部分に関する基準が確定すれば、本論点整理のコメント対応案を埋めるなど、段階的にコメント対応案を検討していき、最後に全体の整合性を見た上で日本としての金融商品会計基準の見直し案として公表することが一つの方法として考えられる旨の説明がなされた。

(保険契約プロジェクトとの関係について)

- ・ ある委員から、本論点整理では資産サイドのみを扱っているが、保険業界では超長期の負債を抱えており、IASB ではこの分類及び測定のプロジェクトとは別に、保険契約の評価の見直しも同時並行で進めているため、日本としても測定のマッチングに配慮する必要があるのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、保険契約については当委員会においてもワーキングが設けられているが、IASB の状況を検討しながら対応しており、保険契約自体は本論点整理の範囲からは外れている旨の説明がなされた。また、別の委員からは、保険契約で取り扱われているのは負債サイドの話であるが、マッチングの問題は当該負債に対応する資産サイドの問題であり、その観点からは現行の債券の取扱いを維持すべきと考えるが、今後 IASB が保険負債についても現在価値ベースで測定する方向になるのであれば、ミスマッチを削減するという観点から当該資産サイドの取扱いも検討項目とする必要があるのではないかとの意見があった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。